

飯塚市議会会議用システム用端末機使用基準（変更案）

（趣旨）

第 1 条 この基準は、飯塚市議会（以下「議会」という。）における会議用システム用端末機（以下「端末機」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この基準における用語の定義は、別表に定めるところによる。

（端末機の利用者）

第 3 条 端末機を使用することができる者は、飯塚市議会議員（以下「議員」という。）及び議長が許可した者とする。

（会議用システムの利用者）

第 4 条 会議用システムを使用することができる者は、議員及び飯塚市職員（以下「職員」という。）並びに議長が許可した者とする。

2 議長は、会議用システムの使用者に会議用システムを使用するためのアカウント ID とパスワードを付与するものとする。

3 議長及び会議用システムの使用者は、会議用システムに接続するために用いるパスワードを他人に漏えいしないよう対策を講じなければならない。

（端末機の貸与）

第 5 条 議長は、議会の活動（議員の選挙に係るものを除く。）に供するため、議員に端末機を無償で貸与するものとする。

2 議員は、端末機を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。また、端末機の使用権限がなくなったときは、議員は直ちに議長に返却しなければならない。

（端末機の取り扱い）

第 6 条 議員は、貸与された端末機を自己の責任において管理するものとし、端末機を紛失又は破損した場合は、原状回復に要した費用につき、弁償する責任を負う。

（端末機の使用制限）

第 7 条 議員は、会議に端末機を持ち込んで使用する場合は、次の各号に掲げる目的以外に使用してはならない。

（1）議案及び議案に関する資料の閲覧

（2）会議中又は会議の前後に要求された資料の閲覧

（3）上記に掲げるもののほか、会議に必要な資料の閲覧

（禁止事項）

第 8 条 端末機の使用に当たって、次に掲げる事項については、これを禁止するものとする。

- (1) 個人情報、その他市議会及び市において公開されていない情報を第三者に開示すること。
 - (2) 会議を撮影、録音、録画すること。
 - (3) 他者の迷惑になる行為を行うこと。
 - (4) 上記に掲げるもののほか、議長が別に定めること。
- 2 前項に違反したときは、議長又は会議の長から注意を与える。なお、再度の注意によっても違反が改められない場合は、議長又は会議の長は、端末機の使用を停止させることができる。

(遵守事項)

第9条 議員は、端末機を使用するに当たって、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 情報の受発信は、議員の責任において行うものとする。
- (2) 議員は、データの正確性を保持し、データ等の紛失、き損等の防止に努めるものとする。
- (3) 個人情報の漏えいがあったときは、速やかに実情を把握し、議長に報告し、必要な措置を講ずるものとする。

(セキュリティ対策)

第10条 議員は、市の情報及び会議用システムの保全措置に関し、積極的に協力し、誠実に対処しなければならない。

(通信の秘密の保護)

第11条 議長は、端末機の通信に係る議員の個人情報を収集し、また利用してはならない。ただし、端末機の使用者の同意がある場合または違法性阻却事由がある場合を除く。

(各種通知及び届出等)

第12条 議員と職員は、双方の間で各種通知や届出（以下「通知等」という。）を会議用システム又は端末機にインストールしたアプリケーションソフトウェアを使用して行うことができる。ただし、文書によることが必要な場合は、文書で通知等を行わなければならない。

- 2 前項で規定する会議用システム及び端末機にインストールしたアプリケーションソフトウェアによる通知等は、端末機や通信回線の不具合等が発生したときは、不具合が復旧するまでの間、文書で行うものとする。

(準用)

第13条 議会の会議において、会議の出席者がパーソナルコンピュータなどの情報機器を使用するときは、使用に関しては、第7条及び第8条を準用する。

(その他)

第14条 端末機及び会議用システムの使用等に問題が生じた場合は、議会運営委員会で協議するものとする。

- 2 この基準に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則
この基準は、平成29年 月 日から施行する。